



国分寺小 校長室だより

椎しいの木こ陰かげ

～ 9月号～ 令和2年8月31日

夏休みが終わり2週間が過ぎました。ご家庭のご協力のおかげで、日々、子ども達は落ち着いて学習に取り組んでいます。

さて、7月30日(木)に学校保健委員会を開き、学校医や学校薬剤師の先生方に本校の新型コロナウイルス感染症予防対策計画・運動会・修学旅行・就学時健康診断実施に向けての対応策についてご意見をいただきました。そこでいただいたご意見から、子ども達の『学力の保障』を目指して、フィジカルディスタンスを考慮した上で、5分程度の短い時間の話し合い活動や体育でのボール運動を取り入れ(音楽科において、合唱や斉唱・リコーダーや鍵盤ハーモニカの演奏はまだ行いません。)授業を進めて参りたいと考えています。

さて、授業においては、いろいろな制約がまだある状況ですが、6年生の家庭科においてこの状況だからこその家庭科の授業を参観することができました。「マスクを作ろう!!」縫い物の単元です。子ども達は、手縫いで(家庭科室が向かい合わせに座ることになるためミシンがまだ使用できない状況を考慮しています。)それぞれに苦労しながらも、楽しそうにマスク製作に取り組んでいました。自分たちに必要な物を自分の力で作る体験は、一人ひとりにとって自信となり、生きる力を成長させる授業になったのではないかと考えています。

現在、すべての学年において年間計画の見直しや教材の工夫を行いながら、子ども達の『学力の保障』に努めているところです。

今後とも、ご家庭の温かいご支援とご協力をお願いいたします。

～校長講話～

校長講話の中で、二つ話をしました。

一つ目は、健康第一についてです。『早寝・早起き・朝ごはん』熱中症にしる、新型コロナウイルス感染症にしる、免疫や体力・気力が第1の防御策です。ご家庭におかれましても、再度のご指導をお願いいたします。

二つ目は、生活の基盤として、常に話している『時を守り 場を清め 礼を正す』についてです。具体的には、〈授業の準備をしっかりとすること〉〈机やロッカーの整理整頓を日頃から心掛けること〉〈挨拶、会釈を心掛けること〉〈立腰、正しい姿勢を意識すること〉です。じっくりと指導し、身に付けさせたいと考えています。

～希望参観について～

今年度は、新型コロナウイルス感染症の予防を考えて学校全体での授業参観が行えていない状況にあります。そこで、個別に希望参観をしていただけたようにしたいと考えました。ただし、このような時期ですので希望参観の時間帯をうかがった上で、人数調整をさせて頂くことがあるかもしれません。また、参観時間は1単位時間に限定させて頂きます。加えて、以下内容につきまして遵守し、参観頂くことをお願いいたします。

- 〈1〉ご家族の中で2週間以内に発熱のあった方がいないこと。
- 〈2〉来校される方の前日の夜・朝の検温の結果をお知らせいただくこと。(メモで結構です。)
- 〈3〉ご来校の際には、玄関からお入り頂き、職員室に声を掛けて頂いた上で検温し、教室に向かっていたいただくこと。
- 〈4〉授業参観時は、マスクを常に付けて参観していただくこと。
- 〈5〉児童の後方でのみ授業参観をしていただくこと。

なお、参観をご希望の際は、前日までに担任にご連絡をいただきたいと思います。

ご理解・ご協力の程、よろしくをお願いいたします。

～運動会の実施に向けての新型コロナウイルス感染症予防に伴う判断基準～

- (1) 令和2年9月1日(火)以降、学校休業または学年・学級休業の状況が発生した場合は、**授業時数確保のため**実施しない。⇒学年ごとに別行事を企画予定
- (2) 参加希望が90%を下回った場合は、実施しない。(P会員調査 9月中旬に実施予定)
- (3) 県の警戒度に関する判断規準により判断する
 - ① 判断日 令和2年9月30日(水)
 - ② 県の警戒度が
 - ・『感染観察』の場合実施 **※判断日以降、警戒度が上がった場合には実施しない。**
 - ・『感染拡大注意』(現在の県の現状警戒度)『感染嚴重注意』『特別警戒』の場合は実施しない。

～運動会実施を実施するに当たっての重要方針～

- (1)各家庭からの参観者は、2名までとする。
- (2)高齢の方の参加は、ご遠慮頂く。
- (3)来賓は、PTA会長のみとする。
- (4)運営に係わる役員の依頼については、PTA本部一任とする。
- (5)新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底する。
 - ①児童をA・B地区に分けそれぞれ半日で実施する。
 - ②内容を精選し、8時30分から11時30分までの短い時間で行う。
 - ③会場の設営は、できるだけ密にならないことと大人と児童との交雑が起らないように工夫する。また、適切な場所にアルコール消毒液を置き、適宜使用させる。
 - ④児童の朝の健康観察や検温を徹底する。(体温が37.1以上の場合は保護者に連絡下校させる。)
 - ⑤児童には濡れたタオルを用意させて手が汚れたときには、水道ではなく手ふきタオルで手をきれいにした後アルコール消毒を行うように指導する。(水道の密を避けるため)
 - ⑥参観者に関しては、検温を実施する。(体温が37.1℃以上の場合は入場できません。)



なお、運動会については、グラウンドの狭さや密を避けるための安全対策の難しさから、遠足や修学旅行より県の警戒度をワンランク厳しめに設定して判断することとします。

～遠足・修学旅行の実施期日及び方面について～

- | | | | | | |
|----|------------------|----------|-------|-----------|-----------|
| 1年 | 11月13日(金) | 宇都宮動物園 | ※雨天時 | 子ども総合科学館 | |
| 2年 | 11月11日(水) | 那珂川水遊園 | 3年 | 11月10日(火) | 那珂川水遊園 |
| 4年 | 10月19日(月) | なす高原自然の家 | 5年 | 11月19日(木) | とちぎ海浜自然の家 |
| 6年 | 11月19日(木)～20日(金) | 山梨県 | 甲府市方面 | | |

～遠足実施に向けての新型コロナウイルス感染症予防に伴う判断基準～

- (1)①令和2年9月1日(火)以降、学校休業または学年・学級休業の状況が発生した場合は授業時数確保のため、実施しない。
 - ②令和2年9月1日(火)以降、各学年の見学や体験施設等において、入場禁止の状態が起こった場合については、実施しない。
- (2)参加希望書を各学年実施日の一月前の前日に配付、次の日から回収する。参加希望が90%を下回った場合は、実施しない。
- (3)栃木県の警戒度に関する判断規準により判断する。
 - ①判断日 キャンセル料発生の前々日
 - ②栃木県の警戒度 ※判断日以降、警戒度が上がった場合には実施しない。
 - ・『感染観察』または『感染拡大注意』(現在の県の現状警戒度)の場合は、実施する。
 - ・『感染嚴重注意』または『特別警戒』の場合は、実施しない。



☆重要 遠足への参加を希望されるにあたり、(2)(3)の条件が満たされ実施の方向で進められている状況下にあっても(1)の状況が発生した場合には、急遽実施できない事が考えられます。そして、その時期がキャンセル料の発生期間に入っている場合には、各ご家庭にキャンセル料をお支払い頂くことになることをご承知置きください。

～修学旅行実施に向けての新型コロナウイルス感染症予防に伴う判断基準～

- (1)①令和2年9月1日(火)以降、学校休業または学年・学級休業の状況が発生した場合は授業時数確保のため、実施しない。
 - ②令和2年9月1日(火)以降、山梨県の見学施設等において、入場禁止の状態が起こった場合については、実施しない。
- (2)令和2年9月1日(火)以降、山梨県の宿泊施設『慶山』において、発症者または陽性者が確認された場合は、実施しない。
- (3)参加希望書を各学年実施日の一ヶ月前の数日前に配付し、一ヶ月前の日までに回収する。集計結果の参加希望が90%を下回った場合は、実施しない。
- (4)栃木県の警戒度及び山梨県の警戒度に関する判断規準により判断する。
 - ①判断日 キャンセル料発生の前々日(23日前)
 - ②ア 栃木県の警戒度 ※判断日以降、警戒度が上がった場合には実施しない。
 - ・『感染観察』または『感染拡大注意』の場合は、実施する。
 - ・『感染嚴重注意』または『特別警戒』の場合は、実施しない。イ 山梨県の警戒度が県外への移動制限を発令している場合は、実施しない。



☆重要 修学旅行への参加を希望されるにあたり、(2)(3)(4)の条件が満たされ実施の方向で進められている状況下にあっても(1)の状況が発生した場合には、急遽実施できない事が考えられます。そして、その時期がキャンセル料の発生期間に入っている場合には、各ご家庭にキャンセル料をお支払い頂くことになることをご承知置きください。

～修学旅行実施説明会について～ ※六年生の保護者の皆様へ

令和2年10月6日(火) 18時～19時に修学旅行実施説明会を開催いたします。詳しくは、後日、別紙にてご案内いたします。